

水道管の凍結に注意

気温が氷点下になると、蛇口部分の水が凍結して出なくなったり、水道管が凍結して破裂したりする恐れがあります。特に北向きで風当たりが強いところに露出している水道管などは注意してください。

凍結を防ぐには

蛇口部分の凍結予防には、保温材(毛布・布など)を巻き、ぬれないように上からビニール袋などをかぶせてください。

凍結して水が出ないとときは

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。

※破裂することがあるので、熱湯は絶対にかけないでください。

水道管が破裂したときは

止水栓を閉めた後、水道工事店に相談してください。

問 水道事業課(☎820-0036)

こんなときは上下水道局へ

届け出が必要

問 経営総務課(☎824-1177)

開栓 水道の使用を開始するとき

閉栓 水道の使用をやめるとき

名義変更 水道の使用者の名義を変更するとき

水栓番号、住所、氏名、異動日(使用開始日・使用中止日)を2~3日前までに経営総務課へ届け出してください。

※①届け出は電話又は市ホームページ「電子申請システム」で受け付けます②水道を使用していない場合、閉栓の連絡がない限り、基本料金が発生しますので注意してください。

水道料金などの支払いは便利な口座振替で

問 経営総務課(☎824-1177)



口座振替での支払い

HP 2743

上下水道局などの窓口での手続き

窓口の端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで手続きが完了します。取扱金融機関など詳しくは、市ホームページ(上のQRコード)を見てください。

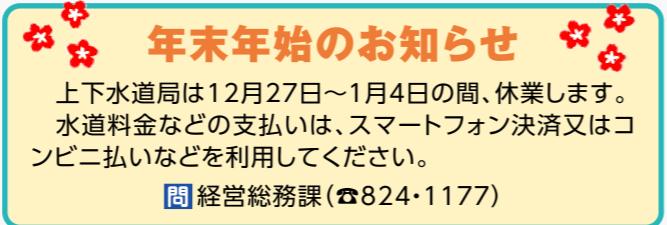
※取り扱い開始までに、1か月~2か月かかることがあります。

必要なもの キャッシュカード、「上下水道料金等納入通知書」又は「ご使用水量のお知らせ」

場所	日時
上下水道局経営総務課	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時30分
市サービスゲート	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時~午後8時 土曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時~午後5時30分 日曜日・祝日(年末年始を除く)午前9時~午後5時30分
各シティ・ステーション	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時~午後8時 土曜日(年末年始を除く)午前8時~午後1時
堀溝サービス窓口	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時~午後5時

取扱金融機関窓口での手続き

必要なもの 預貯金通帳、金融機関の届け出印、「上下水道料金等納入通知書」又は「ご使用水量のお知らせ」



上下水道局は12月27日~1月4日の間、休業します。
水道料金などの支払いは、スマートフォン決済又はコンビニ払いなどをご利用ください。

問 経営総務課(☎824-1177)

水道の修繕は24時間体制

市が管理する配水管・給水管などの修繕を24時間体制で行っています。道路などで漏水を発見したときは、水道事業課又は市内水道修繕センター(☎0120-133-327)に連絡してください。

※①マンションなどは建物専属の修理業者又は管理者に確認してください②敷地内の水道メーターから住宅側の修理は、指定給水装置工事事業者又は工務店などに相談してください。



市内水道修繕センター

☎0120・133・327

HP 18517 問 水道事業課(☎820-0036)

水質検査について

水道水を安心して利用してもらうため、水質基準51項目の検査を定期的に実施するとともに、全6配水区に設置している末端水質自動測定装置により、色・濁り・消毒の項目を24時間常時監視しています。

水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、結果については、市ホームページ又は市役所市民情報コーナーで見ることができます。

HP 20036 問 水道事業課(☎820-0036)



数量限定で販売します!!



¥ 1枚 3,000円(税込)
応募方法 申請書(市ホームページからダウンロード)を直接窓口又は郵送で1月5日~23日=必着=に下水道事業室(〒572-0832本町15番1号)
HP 21413
問 下水道事業室(☎825-2162)

マンホール蓋の状態

- 直径約60cm、重さ約40kg。
- 実際に使用したもので、錆(さび)・傷があります。
- 両面に凸凹があります。平らな場所に置いても安定しません。

上下水道

水道管の緊急調査を実施

4月に京都市内で発生した水道管の漏水事故を受け、5月に国の要請に基づき緊急調査を実施しました。

緊急輸送道路(国道1号・国道170号など)の地下に埋設されている水道管が対象で、道路上からの目視による巡視と音聴調査を実施したところ、漏水やその他の異常はありませんでした。

今後も老朽管の調査や維持管理を行い、事故の防止に取り組みます。

問 水道事業課(☎820-0036)



【調査箇所】

国道1号
点野一丁目
点野二丁目
点野三丁目
仁和寺本町一丁目
国道170号
豊里町(3か所)
木屋町
石津南町(2か所)
豊野町
楠根北町
高宮二丁目

災害時に備えて、飲料水を備蓄していますか?

<アンケート結果>

備蓄している
77.8%
(351人)

備蓄していない
20.6%
(93人)

無回答 1.6% (7人)

備蓄している人が
昨年度 67.0% (313人) から
増加しています。



飲料水の確保に努めましょう

災害時には1人1日3ℓの水が必要とされており、発生から3日分が備蓄の目安です。

災害時
最低必要備蓄量

1人1日3ℓ×3日分
×家族の人数

水道水を保存する場合は、密閉できる清潔な容器に空気が残らないように水を入れ、直射日光を避けて冷暗所で保管しましょう。保管期間の目安は常温の場合、2~3日程度です。



その他のアンケート結果は市ホームページを見てください。 HP 25402